

令和7年度 補助事業等実績報告書

令和8年4月30日

函館市長 大 泉 潤 様

補助事業者等	住 所	函館市若松町33番6号
	氏名または団体名	一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会
	および代表者氏名	会長 佐 藤 秀 昌

補助事業等の名称 一般社団法人函館市身体障害者福祉団体連合会運営事業

令和7年4月1日函福障をもって補助金等の交付の決定を受けた上記の補助事業等は、
令8年3月31日完了したので、関係書類を添えて報告します。

補助金等交付決定通知額 金1,000,000円

補助金等領収済額 金1,000,000円

補助金等領収未済額 金 0円

補助事業等の実績書

申請者の概要	設立年月日 平成15年4月1日
	構 成 員 12団体 398名
	営む主な事業 身体障害者の福祉向上のための各種事業の実施
補助事業等の内容	障害者の文化活動および社会参加活動を実施し、障害者同士の交流や社会参加活動の促進を図った（別紙事業報告書参照）。
補助事業等の実施による効果	当会を構成する12団体との連携を図り、障害者の文化活動や社会参加事業を行うなど、個々に持つ障害を越えて各事業に協力し合い、事業を円滑に進めることで身体障害者の自立の向上と団結および社会参加への意欲を高めることができた。
備 考	《構成団体》 函館肢体障害者福祉協会、一般社団法人函館視覚障害者福祉協議会、函館聴覚障がい者協会、函館市恵山地区身体障害者福祉協会、函館市南茅部地区身体障害者福祉協会、函館肢体不自由児者父母の会、函館中途失聴者・難聴者協会、特定非営利活動法人おはよう共同作業所、特定非営利活動法人軽食喫茶ピュア、就労継続支援B型事業所コロポックルはこだて、社会福祉法人かいせい、特定非営利活動法人千螢社

- 注) 1. この様式は、補助金等の交付を申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
2. 補助事業等の内容は、詳細に記載すること。（別紙も可）
3. 工事の施行を伴う場合は、その実施設計書および図面を添付すること。
4. その他必要と認めた書類を添付すること。

補助事業等の収支決算書

収入の部

単位:円

項 目	本 年 度 予 算 額		本 年 度 決 算 額		増	減	内 訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業			
1基本財産運用収入	0	0	0	0	0	0	
2入会金収入	2,000	2,000	0	0	2,000	2,000	
3会費収入	120,000	120,000	114,000	114,000	6,000	6,000	300円×380名
4補助金等収入	1,493,000	1,493,000	1,629,203	1,629,203	▲ 136,203	▲ 136,203	
函館市補助金	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000	0	運営補助金1,000,000
函館市社協事業助成金	143,000	143,000	143,000	143,000	143,000	0	福祉大会113, 相談員研修会30
相馬報恩会助成金	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	0	
北身協助成金	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	0	全道身障者福祉大会参加助成
北海道社会福祉協議会助成金	0	0	136,203	136,203	▲ 136,203	▲ 136,203	レク・スポ大会助成金(単年度助成)
5社会参加促進事業収入	1,200,000	0	1,135,010	0	64,990	0	
自動販売機設置事業	1,200,000	0	1,135,010	0	64,990	0	11台
6雑収入	52,000	52,000	151,063	137,297	▲ 99,063	▲ 85,297	
利息収入	1,000	1,000	9,797	9,797	▲ 8,797	▲ 8,797	利息
全道身体障害者福祉大会参加者負担金	50,000	50,000	127,500	127,500	▲ 77,500	▲ 77,500	全道福祉大会参加者負担金
雑収入	1,000	1,000	13,766	0	▲ 12,766	1,000	
7寄付金収入	1,000	1,000	0	0	1,000	1,000	
8この福祉支援基金繰入金収入	4,040,000	4,040,000	3,520,000	3,520,000	520,000	520,000	
9前期繰越金収入	0	0	0	0	0	0	
合 計	6,908,000	5,708,000	6,549,276	5,400,500	358,724	307,500	

支出の部

項 目	本 年 度 予 算 額		本 年 度 決 算 額		増	減	内 訳
		うち、 補助対象事業		うち、 補助対象事業			
1事業費	2,123,000	1,267,000	2,004,347	1,317,069	118,653	▲ 50,069	
・主催・共催事業支出	1,705,000	1,267,000	1,627,408	1,317,069	77,592	▲ 50,069	
函館市身体障害者福祉大会費	280,000	146,000	219,996	110,229	60,004	35,771	第71回大会開催
レクリエーション・スポーツ大会費	200,000	100,000	136,203	13,810	63,797	86,190	第44回大会開催
全道身体障害者福祉大会派遣費	250,000	120,000	286,647	240,648	▲ 36,647	▲ 120,648	常広市開催
北海道障害者スポーツ大会派遣補助	60,000	31,000	69,000	69,000	▲ 9,000	▲ 38,000	フロアバレーホール、ボウリング
身体障害者相談員研修会費	50,000	10,000	54,090	24,590	▲ 4,090	▲ 14,590	6名参加
加盟団体会員研修会費	855,000	855,000	855,000	855,000	0	0	12団体
あいよる21利用者作品展支出	10,000	5,000	6,472	3,792	3,528	1,208	
・社会参加促進事業支出	418,000	0	376,939	0	41,061	0	
光熱水費	320,000	0	279,619	0	40,381	0	自販機設置事業
負担金	96,000	0	96,000	0	0	0	自販機施設使用料
事業費雑費	2,000	0	1,320	0	680	0	銀行振込手数料
2管理費	4,785,000	4,441,000	4,544,929	4,083,431	240,071	357,569	
人件費	3,415,000	3,415,000	3,173,136	3,173,136	241,864	241,864	
給料・諸手当	2,773,000	2,773,000	2,632,796	2,632,796	140,204	140,204	
給料・諸手当	146,000	146,000	77,612	77,612	68,388	68,388	
法定福利費	496,000	496,000	462,728	462,728	33,272	33,272	社会保険料
通信運搬費	132,000	132,000	143,538	126,588	▲ 11,538	5,412	電話料、郵送料
借料損料	147,000	147,000	156,200	156,200	▲ 9,200	▲ 9,200	リース料(Fax付複写機)
印刷製本費	120,000	120,000	111,034	111,034	8,966	8,966	コピー印刷等
会議費	150,000	120,000	107,700	104,200	42,300	15,800	総会、理事会、三役会議
負担金	200,000	200,000	234,363	204,363	▲ 34,363	▲ 4,363	北身協会費、事務室使用負担金等
旅費交通費	120,000	82,000	102,266	3,870	17,734	78,130	旅費、ガソリン代
慶弔費	30,000	0	72,500	0	▲ 42,500	0	新年会費、香典ほか
福利厚生費	30,000	30,000	22,332	0	7,668	30,000	健診料
租税公課	90,000	90,000	90,000	90,000	0	0	法人住民税80,000、登録免許税10,000
保守修繕費	44,000	44,000	44,000	44,000	0	0	給与システム保守料
委託料	61,000	61,000	60,500	60,500	500	500	税理士報酬
消耗品費	30,000	0	27,905	0	2,095	0	事務用品
退職給付積立	176,000	0	175,089	0	911	0	
什器備品費	20,000	0	0	0	20,000	0	
雑費	20,000	0	24,366	9,540	▲ 4,366	▲ 9,540	メールプロバイダー料、振込手数料ほか
合 計	6,908,000	5,708,000	6,549,276	5,400,500	358,724	307,500	

※実績報告の場合 収支差引額

0 円

- (注) 1. この様式は、補助金等の交付申請し、または、これに係る実績報告をする場合に使用すること。
2. 項目は、詳細に区分して記載すること。
3. 金額の単位は、申請の場合は「千円」、実績の場合は「円」とすること。
4. 内訳には、金額の算定基礎その他必要な事項を記載すること。
5. その他必要と認めた書類を添付すること。